

H28 仙議庶第 1475 号

平成 28 年 12 月 21 日

小野寺 信一 様

仙台市議会議長 岡部 恒司



日頃より仙台市議会の運営等につきまして、ご理解・ご協力をいた
だき、ありがとうございます。

このたびいただきました質問状に関しまして、別紙のとおり回答
させていただきます。

平成 28 年 11 月 25 日付「質問状」における、傍聴時の単眼鏡の持ち込みについて、以下のとおり回答いたします。

一般的に議会における傍聴において、単眼鏡を持ち込む必要性は考え難く、危険性の観点から、仙台市議会では傍聴席への単眼鏡やオペラグラスの持ち込みを認めておりません。

傍聴席に入ることができない者として、仙台市議会傍聴規則第 11 条第 1 項では「刃物その他危険なものを持っている者」と規定しており、ここでの「その他危険なもの」とは、それ自体の性質として人を殺傷する危険性を持つものに限りません。傍聴席から議席に向かって投げた場合に、それが凶器に代わる可能性があるものも「その他危険なもの」に含まれると認識しております。

仮に紐で首にかけていた場合でも、悪意の傍聴人が議事妨害に利用する可能性も考えられます。議事妨害に用いられる可能性のあるものをできる限り排除し、円滑で安全な議事運営を確保する必要がありますことから、単眼鏡やオペラグラスの持ち込みをご遠慮いただいております。

一方で、開かれた議会として、より多くの方が傍聴し易い環境を作ることも大変重要です。携帯電話は今日、多くの方が所有しており、傍聴席への持ち込みを一切認めないことは、傍聴環境を不当に抑圧することにもつながりかねないことから、携帯電話については電源を切った上での持ち込みを認めております。

ご不明な点につきましては、下記までお問い合わせください。

議会事務局庶務課長 只野俊幸

電話：022-214-6163